

吾妻正夫君

大栄経理学院時代の仲間。昭和50年11月以来の再会。待ち合わせは新阪急ホテルのロビー。数分間、目の前にいるのに気づけなかった。歳月人を待たず。40年は長かった。梅田周辺の居酒屋へ移動。互いの来し方を話合った。しかし、時間不足。再会を約して解散。かなりの深酒。ホテルへは千鳥足。



(竹内)



研修会・懇親会へのご案内



1. 日時・場所

平成27年9月11日(金)

ホテルクレメント徳島

研修会 4階 クレメントホール東

懇親会 3階 金扇(キンセン)

懇親会ご出席の方には、
ホテルより駐車割引券が発行されます。
当事務所受付案内へお申し出下さい。



2. 研修会 (14:30 ~ 17:45)

● 『メンタルヘルス対策』

講師 社会保険労務士・キャリアカウンセラー

貫場 恵子 氏

● 『マイナンバー制度の直前対策!!』

講師 さくら税理士法人 代表社員

公認会計士・税理士

竹内 洋一

● 『笑いは健康、長寿のもと!』

講師 日本テレビ『笑点』でお馴染みの!

山田 たかお 氏

3. 懇親会 (18:00 ~ 20:00)

正式な案内状を同封しております。

8月20日(木)までにお返事くださいますようお願い申し上げます。

役職員一同、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

夏季休業のお知らせ

当事務所では、8月12日(水)から16日(日)まで夏季休業とさせていただきます。

何かとご不便をおかけする事と存じますが、何卒ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。

マイナンバーの提供を受けられない場合の事業者の対応

マイナンバー法では、法定調書等に従業員や支払先等の個人番号を記載しなければなりません。

例えば、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の場合、平成 28 年分以後の支払調書から、支払者は支払調書を作成する前までに支払を受ける者の個人番号又は法人番号の提供を受ける必要がありますが、この提供を拒否された場合はどうすればいいのでしょうか？

この点、国税庁は5月25日、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について国税分野におけるFAQを更新し、従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合の対応を追加しました。

Q2-10 従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか。

(答)

法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。

なお、法定調書などの記載対象となっている方全てが個人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはありませんので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません。

税務調査等が行われた場合に、個人番号が記載されていない申告書や法定調書等について、個人番号の提供を求めたのか否か、協力を求めたけれども拒否されたのかを明確にできるように証拠を残しておく必要があるようです。(大寺)

【厚生年金保険未適用の事業所さまへ】—日本年金機構と国税庁が連携—

最近、日本年金機構より 未適用事業所 への問い合わせが増加しています。

適用事業所は、法律上当然に(強制的に)保険関係が成立する以下の①～③です。

- ① 常時 1人以上 の従業員を使用する国、地方公共団体又は 法人 の事業所
- ② 常時5人以上の従業員を使用して適用業種を行う個人の事業所
- ③ 船舶所有者に使用される者が乗り組む船舶

特に法人登記簿情報、源泉徴収義務者情報より①の事業所への問い合わせが集中しています。

- ◆ 法人であれば、社長様が1人で、従業員が0人でも適用事業所となり、保険に 加入 しくはなりません。
- ◆ 同時に 2 以上の事業所に使用される被保険者の保険料は報酬額を合算して、各事業主が各事業所の報酬月額に比例して 按分 した額となります。賞与の場合も同様です。
- ◆ 建設業については、国交省との連携も加わり、国交省直轄工事については、工事額により社会保険等加入業者限定とか(近いうちに地方自治体発注分にも適用予定)、「許可申請」時での加入指導が行われています。

以上のことは、マイナンバー制度導入によりもっと加速進行していくことが予想されます。何でもご相談下さい。

(竹内政代)

8月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満: 請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 31日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

8月の税務

- 1 個人事業税の納付(第1期分)
納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日
- 2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)
納期限…8月中において市町村の条例で定める日
- 3 7月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…8月10日
- 4 6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税> 申告期限…8月31日
- 5 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…8月31日
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…8月31日
- 7 12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
申告期限…8月31日
- 8 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限…8月31日
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
申告期限…8月31日
- 10 個人事業者の27年分の消費税・地方消費税の中間申告
申告期限…8月31日

◆◆◆ 医療法人と理事長の取引～利益相反取引について～ ② ◆◆◆

前月号に続き利益相反取引に該当する例と該当しない例を紹介します。

利益相反取引に該当	利益相反取引に該当しない
● 医療法人を売主(買主)とし、理事長個人を買主(売主)とする売買行為 ● 医療法人を借主(貸主)とし、理事長個人を貸主(借主)とする貸貸借行為 ● 医療法人を貸主とし、理事長個人を借主とする金銭貸付(利子の有無を問わない) ● 医療法人を借主とし、理事長個人を貸主とする有利子の金銭貸付 ● 医療法人から理事長個人への贈与 ● 理事長個人の借入に対して、医療法人の資産を担保とする場合	● 理事長個人が医療法人に対して財産の無償贈与を行う場合 ● 医療法人を借主とし、理事長個人を貸主とする無利子・無担保の金銭貸付 ● 医療法人の借入について、理事長個人が個人保証をする行為 ● 医療法人の債務について、理事長個人が債務の引き受けをする行為



次月号では利益相反取引に該当する場合の手続きについて紹介します。

(後藤)

◆◆◆ 平成27年路線価の発表 ◆◆◆

7月1日に高松国税局から2015年分の四国4県の路線価が公表されました。これによると、徳島県内の標準宅地約2500地点の評価基準額増減率は平均で前年比1.1%減となり、20年連続の下落となったそうです。ただし下げ幅は3年連続で縮小し、四国4県では最も小さかったそうです。

路線価とは、相続税や贈与税の計算をする時に使うものです。評価時点は毎年1月1日で、地価公示価格、売買実例価額、不動産鑑定士等による鑑定評価額、精通者意見価格等を基に決められます。つまり、専門家の意見を聞きながら、税務署の方で不公平にならないように決めるわけです。公示価格の8割程度を基準に決まります。なお、1月に亡くなられても12月に亡くなられても同じ路線価を使います。

この路線価は毎年変わり、7月1日、全国の国税局・税務署で公表されます。国税庁のホームページ(<http://www.rosenka.nta.go.jp>)で閲覧できます。

(坂田)

◆◆◆ 建設業許可を受けるための5大要件② ◆◆◆

建設業許可を受けるためには、次の項目に掲げる5大要件を備えている必要があります。

- ① 経營業務の管理責任者がいること
- ② 専任技術者を営業所ごとに置いていること
- ③ 請負契約に関して誠実性を有していること
- ④ 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
- ⑤ 欠格要件等に該当しないこと

今回は、2つ目の要件の「専任技術者を営業所ごとに置いていること」について解説します。

「専任技術者」とは、許可を取得しようとする業務についての専門的な知識や経験を持つ者のことを言い、営業所でその業務に専属的に従事する者のことです。

《一般建設業の専任技術者》

許可を受けようとする建設業に関わる建設工事に関し、次の要件のいずれかに該当する者をいいます。

- (イ) 一定の学歴を有し所定の実務経験を有する者
- (ロ) 10年以上の実務経験を有する者
- (ハ) (イ)、(ロ)と同等以上の知識、技術、技能を有すると認められた者

《特定建設業の専任技術者》

許可を受けようとする建設業に関わる建設工事に関し、次の要件のいずれかに該当する者をいいます。

- (イ) 国土交通大臣が認める国家資格者等
- (ロ) 一般建設業の専任技術者の要件に該当し、かつ、元請として4,500万円以上の工事について24ヶ月以上の指導監督的実務経験を有する者
- (ハ) 国土交通大臣が上記と同等の知識、技術、技能を有すると認定した者

* 特定建設業のうち指定建設業7業種については(ロ)は認められません。

今回は、③の解説をします。

(天羽)

◆◆◆ 原価計算と管理会計について④ ～原価計算について③～ ◆◆◆

今回は、変動費と固定費について補足をいたします。

管理会計を行う場合において、変動費と固定費を把握することは大変重要です。そこで、通常どのような費用が変動費、固定費に分類されるのかを示すと、おおむね右のようになります。

分類	例
変動費	材料費、燃料費
固定費	給料、法定福利費、賃借料、減価償却費

ところで、企業で発生する費用で、明らかに変動費あるいは固定費と判断できるものはあまり無く、ほとんどはどちらとも取れる費用と言えます。

例えば、上記の表で、人件費は固定費としましたが、残業代や製造担当アルバイトの賃金などは売上高等に応じて変動するとも考えられます。他にも、固定費と変動費の両方の性質を持つもの（電気代のように基本料金＋使用料となるもの）や、旅費・広告宣伝費のように会社の方針で金額が変動するようなものもあります。これらを詳細に分けようとすると非常に手間がかかるので、実際には勘定科目ごとに変動費、固定費とみなしていく方法や、推定計算で変動費と固定費を分けることがよく行われます。

それでは、右の数値例で、高低点法という計算で変動費と固定費を分けてみます。

	×1期	×2期	×3期	×4期
売上高	2,500	2,700	3,000	2,800
原価＋販管費	1,800	1,900	2,100	2,000

- ① 売上高が一番低い期と一番高い期をピックアップします。
(×1期と×3期)
- ② 売上高の差を分母、原価の差を分子にして変動費率を求めます。
 $(2,100 - 1,800) \div (3,000 - 2,500) = 0.6 \cdots$ 変動費率
- ③ ①でピックアップした期のいずれかの売上高に②の変動費率を掛けて原価から差し引くと、固定費が計算できます。
 $1,800 - 2,500 \times 0.6 = 300 \cdots$ 固定費

上記例では、変動費は売上高の60%分であり、固定費は300であると計算できました。

(孝志洋)

◆◆◆ 役員退職慰労金準備資金とは・・・ ◆◆◆

先月より、標準保障額についてご説明させていただいておりますが、今月も引き続き標準保障額の一つ、『役員退職慰労金準備資金』についてご説明いたします。

役員退職慰労金準備資金は、家族を守るために準備する資金です。ご勇退後の生活費や、ご遺族の生活費、相続税納税資金の財源となります。

① 役員退職慰労金・・・

役員の勇退時に支払われる「生存退職金」または死亡時に支払われる「死亡退職金」のことです。

報酬月額×在任年数×功績倍率

* 功績倍率参考：社長 32 専務 26 常務 23 取締役・監査役 20
資本金・従業員数・職種などにより異なります。

② 功労加算金・・・

会社発展に特に功労があった場合などに役員退職慰労金に加算できる金額です。

役員退職慰労金×功労加算率

* 功労加算率：0～30%

③ 弔慰金・・・

死亡退職金とは別枠で支払われる場合があります。ご遺族が受け取る弔慰金は、次の範囲であれば相続税の計算上 非課税 となります。

- ・業務上の死亡：死亡時における賞与以外の報酬月額の36ヶ月分
- ・業務外の死亡：死亡時における賞与以外の報酬月額の6ヶ月分

上記 ①＋②＋③＝役員退職慰労金準備資金 です。

※標準保障額＝『企業防衛準備資金』＋『役員退職慰労金準備資金』となります。

(さくらビジネス)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
株さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス：http://www.skr39.co.jp/
Eメールアドレス：kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL：088-625-2556
FAX：088-654-1181